

経済委員会

令和3年4月28日（水）

〔委員会の概要 商工労働観光部関係〕

北島委員長

ただいまから、経済委員会を開会いたします。（10時36分）

本日、急きょお集まりいただきましたのは、理事者から危機管理調整費の執行について、説明したい旨の申出がありましたので開会いたしました次第であります。

なお、理事者は当該議題に関係のある課の職員を中心に出席を求めていますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

本日は、商工労働観光部関係の調査を行います。

まず、危機管理調整費の執行について、理事者側から説明を受けることにいたします。

【報告事項】

- 「徳島県飲食関連事業者一時支援金」の創設について（資料1）
- 「もっと！とくしま応援割」に係る事業費の増額について（資料2）

梅田商工労働観光部長

商工労働観光部から、危機管理調整費の活用に関連いたしまして、2点、御報告を申し上げます。

第1点目は、徳島県飲食関連事業者一時支援金の創設についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。

まず、1、制度の趣旨でございますが、現在、まん延防止等重点措置の適用や3度目となる緊急事態宣言が発令されるなど、全国的に新型コロナウイルス感染症の第4波に見舞われる中、本県におきましては、飲食の場を介した感染拡大を防ぎ、感染者の増加を食い止めるため、4月16日から5月5日までの間、県内全域の飲食店の皆様に営業時間の短縮の御協力を頂いており、この営業時間の短縮により経営に大きな影響を受ける県内の飲食関連事業者の皆様を支援するため、新たに一時支援金制度を創設することといたしました。

2、（1）支援対象者につきましては、時短要請に御協力いただいた飲食店と継続的に直接、間接の取引がある県内の中小・小規模事業者等及びタクシー事業者、運転代行業者の皆様とし、（2）支給要件といたしましては、本年4月又は5月の売上げが、前年又は前々年同月比で50パーセント以上減少していること、また、県のガイドライン実践店ステッカー又は事業者版スマートライフ宣言の掲示を行っていることといたします。

（3）支援の対象期間は、本年4月及び5月とし、営業時間の短縮要請の終了後、速やかに申請受付を開始したいと考えております。

（4）支給額につきましては、1事業者当たり法人は40万円、個人事業者は20万円を上限とし、前年又は前々年の4月と5月の売上額の合計から、飲食店の営業時間の短縮を受

けた本年4月又は5月のいずれかの売上額を2倍した額を差し引いた額を支給することといたします。

最後に、3、事業費につきましては、危機管理調整費を活用させていただき、総額5億6,100万円を予定しております。

なお、今後、県内の市町村にまん延防止等重点措置が適用される場合は、国が実施することとしている制度趣旨、内容を同じくする一時支援金制度を優先的に御活用いただくことといたしております。

次に、第2点目は、もっと！とくしま応援割に係る事業費の増額についてでございます。お手元の資料2を御覧ください。

3月1日から5月31日までを事業期間として実施しております、県民限定の宿泊割引制度もっと！とくしま応援割につきましては、去る4月20日、県内における感染拡大を受け、とくしまアラートが国の基準のステージ3に相当する感染拡大注意・急増へ移行したことに伴い、現在運用を一時停止しているところでございます。この応援割につきましては、事業開始以降、多くの県民の皆様に御利用いただき、利用実績が当初の予定の3万人泊を上回る状況であること、この度の一時停止に伴い、宿泊施設等に対しキャンセル料の支援を行いますことから、事業費を増額させていただきたいと考えております。

まず、1、利用状況でございますが、4月26日現在、宿泊助成の申請は3万9,933人泊、2億44万9,000円となっております。また、周遊クーポンにつきましては、換金額が1億5,217万6,000円となっており、まだ申請を頂いていない利用者を含む一時停止までの利用者を約4万7,000人泊と見込んでおります。

次に、2、一時停止の対応につきましては、新規の予約受付はとくしまアラートがステージ3相当へ移行した翌日の4月21日から停止、既存予約については周知期間を設け、4月25日の宿泊分から適用を停止いたしております。

また、3、キャンセル料の支援につきましては、4月24日までに行われた宿泊予約のキャンセルについて、キャンセル料金が発生した場合、お一人1泊当たり応援割の上限と同額の5,000円の範囲内で宿泊施設等へ支援することで、県民の皆様の負担軽減を図ることとしております。

最後に、4、所要額につきましては、危機管理調整費を活用させていただき、ただいま御説明申し上げた対応に係る経費として、総額2億2,200万円を予定しております。

報告事項につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

北島委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては、ただいま説明がありました事項に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしく願いいたします。

また、質疑時間につきまして、委員一人当たり、1日につき答弁を含めおおむね40分とし、委員全員が質疑を終わってなお時間がある場合又は重要案件については、委員長の判断で弾力的な運用を行うこととする申合せがなされておりますので、議事進行につき御配意のほど、よろしく願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

岡本委員

今、部長から説明いただきましたが、既に時短要請が4月16日から飲食店に対して出されています。協力をされた所にはもちろんお金が支給されるのだけれど、それに関係して納入業者、タクシーとか運転代行業など、波及するところがもっと厳しい。去年からずっと厳しいのでね。大変な状況にあるということで、実は、昨日知事の所に経済3団体でお願いに行ってきました。その御報告もしながら、議会で更にしっかり説明していただいたらいいのかなということで、2点要望してきました。納入業者やタクシー事業者への支援とかいろいろあるんですね。それからアラートが下がったら、もっと！とくしま応援割を再開してほしいと。今はまだ難しいですけど。

さっき説明いただいたのだけれど、改めてこの事業の目的と全体概要について、もうちょっと分かりやすく説明いただけたら有り難いです。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、今回の支援金制度の事業の目的と概要についての質問を頂きました。

これまで、商工労働観光部は戦後最悪と言われる厳しい経営環境の中、県内経済をお支えいただいている中小・小規模事業者の業と雇用を守り抜くという強い決意の下、全国屈指の県融資制度とこれに連動した給付金による資金繰りの支援、また県内観光需要を切れ目なく喚起する県民限定のとくしま応援割、更にウイズコロナからアフターコロナを見据え事業転換を促進する新生活様式導入応援助成金など、感染防止と社会経済活動の両立を図るため、守りと攻めの両面から機を逸することなく、先手先手で強力に支援をさせていただいてまいりました。

こうした中、現状、新型コロナウイルス感染症は非常に強力な感染力を有する変異株に置き換わりつつあり、この急速な感染拡大を何としても抑制するため、4月12日には警戒レベルを2段階引き上げ、これに併せて感染防止の急所となる飲食店に対し、4月16日から5月5日までの間、営業時間の短縮要請をいたしました。

さらに、4月23日の県新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして、感染防止対策に御協力いただいている事業者の皆様への業と雇用を守るため、この度の飲食店への時短要請に伴い影響を受ける事業者への支援の検討の指示がございました。

また、昨日4月27日には県内経済3団体、県タクシー協会及び個人タクシー協会からも事業の継続を図るための支援の要請を頂いたところでございます。

そこで、この度、飲食店の時短要請により大きな影響を受ける事業者とタクシー及び運転代行業者を対象に、事業を継続していただくための支援金を創設することといたしました。

まず、支援の対象事業者は、県内に事業所を有する中小・小規模事業者及び個人の事業者でございます。

支給の要件といたしまして、時短要請期間の4月16日から5月5日の間、4月、5月期の売上げが前年若しくは前々年同月比で50パーセント以上減少していること。また、県の

感染防止予防ガイドライン実践店ステッカー又は事業者版スマートライフ宣言の協力事業者といたします。

支給額につきましては、月の売上げ減少相当額を支給させていただくものでございまして、法人の場合は2か月間で上限40万円、個人の場合は上限20万円とさせていただきたいと考えております。

現在、国においても去る4月23日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、4月、5月の緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の影響により、売上げが半減した中小事業者への支援策が同じスキームで検討されております。

この国の動きの情報もいち早く収集するとともに、まだ本県は緊急事態宣言の実施区域でもなく、まん延防止等重点措置の実施地域でもございませんので、なるべく早くこの支援制度を構築し、登録いただいている事業者への支援をさせていただく体制を整えてまいりたいと考えております。

岡本委員

分かりました。本当は感染防止対策が一番だけれど、経済委員会なのであえて経済をどうするのかという質問になります。時短要請期間は5月5日までの20日間ということですが、正にこれは必要最小限かも分かりません。

今、いろいろ説明いただきました。タクシーや運転代行業は意外と分かりやすいのだけれど、間接的な納入業者というのはちょっと分かりにくいのです。どういうところを指すのか、もうちょっと分かりやすく言ってくれたらいいと思います。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、タクシー、運転代行業者というのはイメージ的によく分かるのですがけれども、飲食店との取引関係のある事業者は、具体的にどういった範囲を考えているのかとの御質問でございました。

まず、この度の時短要請に協力いただいた飲食店と直接又は間接な取引関係があって、前年、前々年と比較して50パーセント以上売上げが減少した事業者ということが条件でございまして、まず飲食店との直接取引の場合というのは、具体的に食材、惣菜や食肉また、酒類などの飲料などを納入している事業者であるとか、食器や調理器具、おしぼりや割り箸などの消耗品、備品などを納入販売している事業者、また店舗内の清掃であるとか、その店舗から排出されるごみ類、廃棄物を処理しているサービス事業者などを想定しております。

また、間接的な取引関係にあるというのは、国が同様にスキームを検討しておりますので、国の考え方を踏まえまして、例えば県内の卸売市場であるとか業務用スーパー、卸、仲卸、問屋などの流通事業者と反復継続して取引があって、間接的に時短要請の協力店に届くような業態を有している事業者を想定しております。

岡本委員

要は、時短要請の協力店に届くという状況ですかね。今、いろいろ説明いただいたんですけど、なかなか解釈が難しいのよね、周知というのか問合せが多いよね。これは駄目、

これはいけるというのをちゃんと決めて、間違わないようにやっていただきたいと思います。過去にもあったので、ちゃんと対応してほしいとあえて要望しておきます。大変なことが起こるからね。

もう一つは、危機管理調整費から5億6,100万円ですよね。その積算根拠はどうかというのは、議会でちゃんと聞いておかないといけないことだと思うので、その辺を分かりやすくお願いします。

出口商工政策課長

ただいま岡本委員より、予算額の事業費5億6,100万円の積算根拠についての御質問を頂きました。

まず、予算額5億6,100万円の内訳でございますが、県内のタクシー事業者として、法人のタクシーが100事業者ございます。法人につきましては20万円掛ける2か月分ですので4,000万円、個人が50事業者ございますので、10万円掛ける2か月分ということで1,000万円、タクシー事業者分といたしましておおよそ5,000万円を見積もっております。

運転代行業でございますけれども、130事業者が県内で営業されております。ほぼ個人と伺っておりますので、10万円掛ける2か月分の2,600万円を見積もらせていただいております。

あと、飲食店との間接、直接の取引関係のある事業者でございますが、これは平成28年の経済センサスの中から卸、小売業の数を引用してございまして、例えば卸でしたらお米であるとか野菜、果物、食肉、生鮮魚、またその他の農林水産物を業として販売している卸、飲料の卸、砂糖であるとかしょうゆ、みそ、乾物といったところ、プラス小売業といたしましては、野菜であるとか果物、食肉、酒類などを小売りする事業者は県内におおよそ2,400事業者ございます。

こういった関連事業者への支援金の先行実績のある県から、どれくらいの申請があったのかという実績を参考に聴取させていただきまして、おおよそ20パーセントくらいと伺っております。ですから、直接分が20パーセント、間接分が20パーセントくらいの申請を見込んでおります。

これが3億8,400万円の内訳でございますが、あと事務費といたしまして、これから直ちに広報をさせていただいたり、コールセンターを立ち上げさせていただきまして、また専用のホームページであるとか、申請書類等々を委託する経費として事務費を積算させていただきまして、危機管理調整費といたしまして総額5億6,100万円の事業とさせていただきます。

岡本委員

はい分かりました。タクシーと運転代行業って変わらないだけ数があるんだね。

5,000万円と2,600万円と3億8,400万円は分かったんですが、あと事務費が1億100万円、これはどこかに委託するのか。この額でいくと県庁の中でやらないわな。この事務費の1億100万円というのはどういう流れなんですか。

出口商工政策課長

今、岡本委員より事務費についての御質問がございました。

この事務費につきましては、先ほど説明させていただいた広報であるとか、コールセンター、業務委託、関連製作費等々で、これからプロポーザルで公募させていただきまして、執行体制が確実な所で、できるだけ早く支給業務までつなげられる所を選定させていただきまして、委託しようと考えております。

岡本委員

はい、分かりました。難しいと思いますけれども、いろんな関係機関と連携して速やかにできるようにやってほしいと思います。

最初に申し上げた、もっと！とくしま応援割の話をしてきたところですから、今大変な時にうんぬんというのはちょっとあれなんだけれども、経済委員会とか商工労働観光部にしたら、やっぱりもっと！とくしま応援割を復活してということになる。感染を抑えることが第一なんだけれど、今ステージ3だよ、ステージ2になったときにどうするかという、その再開の意気込みというのも大事なのかな。それをやりますということ、感染をしっかり抑えるということが前提になっているから、そこに対してどういう意気込みでやっていくのか言えれば言ってください。

利穂観光政策課長

ただいま岡本委員から、もっと！とくしま応援割の再開に向けた意気込みについての御質問を頂きました。

もっと！とくしま応援割につきましては、4月20日、とくしまアラートが感染拡大注意・急増、ステージ3へ移行したことによりまして、観光庁の地域観光事業支援の要件や近隣県の状況を勘案しまして、一時停止をさせていただいたところでございます。

こうした中、宿泊業界からは再開を求める強い声が多数寄せられておりまして、昨日も経済3団体から強い要望を頂いたところでございます。

コロナ禍で冷え込んでおります県内観光需要の喚起を図るためにも、もっと！とくしま応援割の再開は必要であると考えており、とくしまアラートがステージ2へ移行した際には、速やかな再開に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

岡本委員

ステージ2になったら再開をするということが大事なんだと思うんです。その関係も顧問をしているので、いっぱい言われて正直困っています。皆大変なことになっているので、もう1回言いますが、感染を抑えてステージが下がったら、しっかりそこはまた再開していただいて、経済がうまく回るように頑張ってもらいたいと思います。

あと1点だけ、6月1日からの国のG・O・T・Oトラベルは多分無理だと思うんだけど、再開できない場合の対応というのは、ちょっと早いんだけどどう考えていますか。

利穂観光政策課長

ただいま岡本委員から、6月1日から予定されているG・O・T・Oトラベルの再開ができな

い場合ということで御質問を頂きました。

もっと！とくしま応援割につきましては、G o T o トラベルの6月1日からの再開を見込みまして、5月31日までとさせていただきます。

しかしながら現状を踏まえ、全国的な感染状況を見ますと、再開は非常に厳しい状況であると認識しております。

6月1日以降につきましても、G o T o トラベルの再開でありますとか、県内の感染状況を踏まえて前向きに検討してまいりたいと考えております。

岡本委員

6月1日はなかなか難しいよね。前向きにというか、今、言葉として言えないけれど、県としての対応を考えておいてください。

須見委員

何点か教えてもらいたいんですけども、先ほど言っていました直接、間接の取引業者の、この業者がいける、この業者が駄目だという最終決定みたいなのは、まだこれからということでしょうか。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より、飲食店の時短協力店との取引関係の業種についての御質問がございました。

業種については特に制限を掛けておりません。実際に直接ないし間接的に取引がある事業者からの御相談を受けまして、前年又は前々年と比較して50パーセント以上の減収があるという確定申告であるとか、現在の売上台帳を見させていただきまして、それが判明すれば、要件を満たすと考えております。

特にこの業種は大丈夫であるとか、この業種は対象外というところは考えておりません。

須見委員

では取引の証明、直接的、間接的に取引していますみたいな証明はなくても大丈夫ということですか。

出口商工政策課長

ただいま須見委員より、取引の証明についての御質問を頂きました。

証明につきましては、売り掛けの請求書であるとか、何らかのお取引のある実態が分かる書類が残っていれば、その提出をお願いいたしまして、どうしてもそれがなければ別の任意の様式で、ここと取引実績があるというところを考えております。

任意の様式でここと取引があって、売上台帳のこの金額の納入があると、まずは申請いただくか。その取引状況のどこまでというのが、現在、正に5月31日まで国の先行の実績のスキームがございまして、その様式類も参考にさせていただきながら、できるだけ簡便な手続のしやすい様式を作成していこうと考えております。

須見委員

任意の様式で証明ができれば、事業者の制限なくやってくれるということなので、できるだけ早期にコールセンター、ホームページなんかを開いていただきまして、事業者のうち漏らさないように、ちゃんと救ってあげられるように、どうぞよろしく願いいたします。

扶川委員

一時支援金のほうからお尋ねします。まん延防止等重点措置が適用されて国の一時支援金制度が実施される場合は、国の制度を活用ということですが、同じスキームを使って県のもを先に作るということですが、対象とかもらえるお金は変わらないんですか。そういうところを教えてください。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、資料1の下のアスタリスクの所に記載させていただいています。国の支援金制度と、金額は変わらないのかという御質問を頂きました。

東京、大阪、福岡で第2期緊急事態宣言がこの1月から3月まで発動されておりました。その時も同じようなスキームで国から支援金がございます。現在5月31日まで申請受付になっております。

その額も法人に対しましては20万円、個人に対しましては10万円で行われておりました。去る4月23日の対策本部で示された国の案でございますけれども、それも第2期の緊急事態宣言の時に、今正に申請を受け付けているスキームを活用するとポンチ絵の下のほうに書かれておりましたので、恐らく同様の法人20万円、個人10万円の制度が制定になるのかなと考えております。

扶川委員

まん延防止等重点措置が行われたら時短が広がるでしょ。午後8時までの営業で午後7時までの酒類提供になるよね。お客さんはもっと減りますよね。ということは、ダメージは大きくなるけれど支援額は変わらないということになりますね。そういう理解でよろしいですか。

出口商工政策課長

扶川委員より、まん延防止等重点措置の適用になれば今現在午後9時までの時短要請が午後8時ということで、1時間繰り上がり、売上げが減少するんだけれども支援金の額は同額かという御質問がございました。

先ほど説明させていただきましたように、緊急事態宣言下で発動になっている国の支援制度は20万円、10万円というところで、先ほどの4月23日の政府新型コロナウイルス感染症対策本部で示されたポンチ絵、スキームも緊急事態宣言、まん延防止等重点措置への支援金となっておりますので、同額ですのでほぼ同じ単価になるかと思っております。

扶川委員

40万円、20万円で実際どれだけカバーできるのかというのは、例えば大きな法人だったらできるんだろうかというクエスチョンもありますけれども、そのあたりは調べられたことはありますか。

出口商工政策課長

今回、創設させていただく一時支援金によって飲食店、時短協力店から影響を受けた事業者の方の経済ロスに対してどれぐらいの支援になるかという御質問でございます。

一律に1か月の上限が法人20万円と個人10万円という2区分なんですけれども、法人につきましてもいろんな業態、規模があつたり、単価がまちまちのサービスであるとか、材を提供しているところもあります。

ひどく痛んでいるところもあつたら、ただ50パーセントという制限を掛けさせていただいているので、かなりダメージはあるということは簡単に想像できるんですけれども、ここに対して緻密に制度設計するよりも、我々といたしましては、業と雇用を何としても守りたいという意思の下に、できるだけ素早く今回の時短の影響を受けた県下の幅広い業種の方に対して一時支援金という形で、非常に簡単な国の制度と同様のスキームで、まずは素早く耐えしのいでいただける支援を差し伸べたいということです。

扶川委員

私らもわかっているわけではないので、特に大きな法人さんなんかと付き合いがあるわけじゃないので影響力って分からないんですけれど、初めて運用していく制度ですから、実態に合わせて適時見直しも必要だし、国に対しても意見を上げていく必要があると思うんです。それは是非お願いをしたいんですが、いかがですか。

出口商工政策課長

この度の支援金制度でございますけれども、事あるごとに全国知事会であるとか、県からの緊急要望という形で、国に対しまして地方の生の声を届けているところでございます。

今回の飲食店の時短要請に伴って、そのほか周辺の業種にも非常に影響があるということで、以前より全国知事会を通じて国のほうに提言しておりました。

今回4月23日の検討部会の中で、まん延防止等重点措置に対しても支援制度を作ろうと国のほうも動いてきたものと考えております。

また、この支援制度にかかわらず、前回の持続化給付金であるとか家賃支援給付金というのをもまた再開していただきたいと、なるべくコロナが早く収束するのが一番なんですけれども、やはり商工労働観光部といたしましては、何としてもこのコロナを切り抜けていただいて、県経済を上向き回転、順回転させていただきたいので、国にも要望させていただきたいと考えております。

扶川委員

私ども、共産党、それから新しい県政を創る会で要望を割と早めに出させていただいて

いたので、タクシー、運転代行業、酒類の卸なんかも、そういう関連業者に支援していただくことは大歓迎なのですが、実効ある制度になるようにというのが一番大きな、上限を設けることで全く足りないという声が出てこないかなとちょっと心配しています。状況を見て柔軟に改正していただきたいと思います。

それから、ちょっとよく分からないのですが、取りあえずこの一時金制度は4月、5月ということですが、ワクチンが行き渡るのは高齢者ですら7月の接種になる人が結構多い。だから、そうすると一般の方に行き渡るっていうのはもっと後になる可能性があるのですよね。感染拡大が続く場合は、継続せざるを得ない場合もあるのではないかと思います。ステージが下がらなかったら6月以降もやっていくのですか。下がった場合は5月で終わりとなるのか、考え方を教えてください。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、ステージ3が続いた場合、この支援制度を継続するのか否かという御質問でございました。

現在、時短要請を5月5日までとして協力依頼させていただきまして、この4月、5月期におきまして、そこから影響を受ける皆様に御支援させていただきたいと考えておりまして、まずはその効果といたしますか、感染の拡大の抑制を見つつ、今後これが続くようでしたら、そのときいろんな業界団体であるとか、県内事業者の方々の声も聞かせていただきながらと考えております。

まずは、県を挙げて皆様に感染拡大、アラートを下げていくという取組が優先と考えております。

扶川委員

お話を聞いていると、これが終わった時点でその支払をしていくということですよ。4月、5月の実績ね。

でも、50万円の何て言っていたかな、についても支給が遅くなって苦情が出ていました。業者選定を早くすれば、例えば4月分を先で出して5月分を後から出してというのでもできるのではないですか。4月、5月、2か月まとめて出すよりも効果的なのじゃないですか。そんなことは考えてないのですか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、4月期、5月期でまとめて出すよりも分割して、それぞれ4月実績が終わった段階で、5月実績が判明した段階で支給するという方法もあるのではないかと御質問でございました。

まずは、国と同じような制度というところと、あと他県ですね、香川県であるとか、高知県も多分していたと思うのですが、そういったところの実績も参考にこのスキームを今考えておりまして、1事業者1回というような申請で考えております。

今、時短要請が5月5日までで、もうすぐ明けと思いますので、4月が50パーセントを切り込んでおり、上限額を達成するような場合は、5月を待たずとも要件はいずれか少ないほうを選択できますので、申請はできるかと思えます。

なるべく早く、今後コールセンターであるとか、必要な支給の体制を整えてまいり、できる限り早く支給したいと考えております。

扶川委員

5月と4月の少ないほうで申請できるのですか。ということは、5月の実績を5月の月末まで待たなくても大丈夫ということなのですか。

出口商工政策課長

ただいま扶川委員より、5月期が分からなくても申請できるのかという御質問でございました。

資料1の2、(4)支給額の算定方法について記載のとおり、前年又は前々年度の4月、5月の売上げから対象期間から任意に選択した月の売上げ掛ける2か月ですので、単月だけでも判明していれば計算はできるかと考えております。

扶川委員

ということはあれですね、4月の分が5月よりも少ないだろうと考える業者さんは、4月分の2か月と、多分前々年度が一番多かったと思いますが、それとの差を取ってその2か月分を助成してもらうことが、4月が終わったら申請できるということですね。

なるほど、では受付が始まるのはいつ頃なのですか。

出口商工政策課長

これから業者選定であるとか、コールセンターの立ち上げであるとか、全県下にこういう支援制度が発動になるということを、経済団体の皆様にも御協力いただきながら周知を図っていきますので、体制整備までに一定期間は要すると思います。

あと、業者選定につきましてもプロポーザルを考えておりまして、それにも周知募集期間ですね、一定程度はどうしても手続上必要になるかと存じますので、なるべく可能な限り短縮して、体制を整えていって速やかに支給させていただけたらと考えております。

扶川委員

申請受付は大体見通しとしてはいつ頃ですか。できるだけ早くっていうのが、事業者の方の要望と思うのですが、もうもたないよという声も上がってきてますので、できるだけ早くと思うのですが、例えば5月の早い時期にはスタートするとか、そういう考え方でやっていただければと思うのですが、どうでしょう。

出口商工政策課長

できる限り早く、速やかに実行してまいりたいと考えております。

扶川委員

はい。お願いします。

それから、先ほどの説明の中で間接というお話があって、それでちょっと分かりにくい

ところがあつたので補足でお尋ねしたいのですけれど、卸売市場とか事業者の専用のスーパーであるとか業務用スーパーであるとか、そういう所に納入している業者さんで50パーセント減っている所も対象になるという意味なのですね。

出口商工政策課長

ただいま、扶川委員より間接の取引の仕方についての御質問を受けました。

今、委員が説明されたように卸であるとか、問屋を経由して時短協力店に物が届いているような場合には想定しております。

扶川委員

例えば、食料品を卸したときに飲食店でない所にも卸すことがあるでしょう。それから業務用スーパーとか例えば学校給食であるとか企業であるとか、そういうところに卸す業者もおりますよね。先ほども須見委員から質問がありましたけれど、そういうところの業者というのは主にどこに卸しているかという部分と、一部は飲食店に卸しているという部分といろいろ内容が違うと思うのです。

その割合まで分析できないと思うのですけれど、一部でも飲食店に卸しているという業者さんが半減していたら対象にすると考えてよいのですね。

出口商工政策課長

ただいま、流通事業者を通じてどれぐらいの割合が飲食店に納品しているのかという御質問がございました。

その流通事業者に応じてB to Bの世界、B to Cの世界で割合は多分多種多様に変わってくるかと存じますので、申請していただいた所の帳票を精査させていただきまして、適当か否かというところを判断させていただきまして、速やかに可能なところは支給していきたいと考えております。

扶川委員

そうすると、飲食店に卸している部分がある程度判断して、全体の売上げの中の何割だと、その中で50パーセント減っていたらその部分について対象にするという考え方ですね。なるほど、かなり手間が掛かりますね。

その審査は公平、公正に、不正がないようにしなければいけないのですけれど、そのあたり課題が残るのではないのでしょうか。国の運用もあるのでしょうか、状況も見ていくのでしょうか、どういう点が県として課題だと考えておられますか。

出口商工政策課長

ただいま、扶川委員よりこの事業を実行する上での課題についての御質問がございました。

委員御指摘のとおり、間接取引というのは流通が複雑になればなるほど判別が難しいというのは分かります。

今回の支援金の趣旨を支給要領の冒頭にきちんと明示しまして、時短要請の対象事業者

への間接、直接の取引で自分の事業所の売上げが減少したというのが本旨ですので、これに間違いがないというところを、まずは申請者御本人からの自署によりまず誓約書を出していただきます。

それを補足する添付資料として、国も求めているような売上台帳であるとか、レジスターの機械であるとか、そういうものを見比べていって、適正かどうかを判断させていただけたらと考えております。

扶川委員

おっしゃったように迅速で簡便な手続であるということが大事なことなのですが、それと不正が起こらないようにするというのを両立させるのはなかなか大変っていうのは過去に不正が頻発して明らかになっていますから、今度の場合にはそうならないように、事前にそこら辺を緻密に検討を進めて、歩きながら結構ですので、不正が起こらないような取組をお願いしたいと思います。

それから、次は、もっと！とくしま応援割のほうをお尋ねしますが、再開するのはステージがどう下がったときに再開するのでしたっけ。

利穂観光政策課長

ただいま扶川委員のほうから、どのような場合にもっと！とくしま応援割を再開するのかという御質問でございますが、ステージ2が基本でございます、その他感染状況を勘案しながら再開の準備に努めたいと考えております。

扶川委員

先ほども申しましたけれども、ワクチンが行き渡るのはかなり後になりますよね。

ここは頑張りどころで、経済的にダメージがあるのはよく分かるのですが、安易に早く再開すると、せっかく減少傾向になってきているところに火を付けてしまうということも起こりかねないので、私はここは厳しくてよいのではないかと思います。

いずれまた利用できるようになるわけですから、さっきお話があったように延長していくのは私も賛成です。是非そうしていただきたい。業界の皆さんも望んでおられるように、今回使えなかった分は次に広げて、しかもこの今回の予算では4万7,000人で終わるのでしょう。今度再開するとなったら足りない分も予算が要るでしょう。それは積極的にやっていただいたらよいと思うのだけれども、ただ、その時期については頑張りどころではないかと思うのです、感染拡大させないために。そこは慎重にお願いしたいのですが、いかがですか。

利穂観光政策課長

ただいま扶川委員のほうから、再開を慎重にということをお聞きいただきました。

まず感染の拡大を防止するのが第一でございます、その後ステージが感染状況によって下がっていくということと、そのほかいろんな業界団体のお声でありますとか、関係者の皆様のお声を聞きながら準備にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

扶川委員

支援の方法はいろいろあるので、融資も支援ですし、それからこの応援割だけが決定的なものではないと思います。業界の皆さんにも、再開したことによって感染が拡大するような結果につながらないようにしたいのだということは理解いただいて、ステージ2に下がったら、またすぐ機械的に復活していいだろうっていうのはどうかと私は思うのです。この際、徹底的に抑え込むという姿勢で取り組んでいただきたいという思いなのです。それを是非御検討いただきたいと思います。

それから、G o T o トラベルとの併用は元々できない制度で、先ほども質問がありました。G o T o トラベルの再開が難しいのではないかとということで、その場合は県内で遊んでいただくとか観光していただくために、これを使っていくということが必要なのだということなのですが、逆に考えれば、徳島県も全国で7番目ぐらい、一時は5番目ぐらいまで人口比でいくと感染拡大したわけで、県外の人があるから危ないのではないです。今、徳島県の人がある県外へ行って移す可能性だってあるわけで、そういう意味で県境を越えて移動するのを制限するっていうのは分かるのですが、まん延している地域では県内の人がある県内で移動してもやっぱり危ないのではないですか。

だから、先ほど申し上げたようにG o T o トラベルを補填するから、代わりに県内で遊んでいただくとしても、それ自体をこの際もうちょっと慎重にやらなければいけないのではないかと気がするのです。

だから、G o T o トラベルが再開しなければ、それを補うために応援割を即始めるのだと、再開するのだという考え方はどうなのかと思うのですが、そのあたりはどんなふうにお考えですか。

利穂観光政策課長

ただいま扶川委員から、G o T o トラベルが再開されない場合でも県の応援割を再開するに当たって、もっと慎重にするべきではないかという御質問でございます。

確かに、感染状況が続いておりましたら再開にはそれを勘案して進めていくべきだと考えておりますが、ただ、県内の観光施設もいろんな新型コロナウイルスの感染拡大防止条例に基づきまして、感染防止の対策の徹底と、お客様への感染防止の対策の御協力を呼び掛けるようお願いしておりますので、その点も含めまして感染の対策を徹底するということの下に、その他感染状況を勘案しながら再開に向けて検討してまいりたいと考えております。

扶川委員

しつこいようですが、アクセルとブレーキを同時に踏むというやり方が、ずるずる国全体で感染を引っ張ってきたという指摘もありますから、そういう轍を踏まないように、もう今回はきちんと収めると、何が何でも収束させると。今ワクチンが出てきているのですから、ゴールが見えてきているわけじゃないですか。そこまで歯を食いしばって頑張ることで、その次はどっと回復するよと、V字回復する可能性があるのだという意味で、そのときに応援割はしっかり予算を組んでやりますと言って、検討するのではなくて、もうこの機会に延長は確実にするのだと、再開して我慢していただいていた分は後で補填

するのだと、応援するのだということを決めて、延長はしめすと明確に言明して、それで待っていただくということも大事なのではないかと思えます。先ほどの答弁は、もう応援割は必ず再開しますという意味で捉えていいのですか。

利穂観光政策課長

ステージ2に下がった場合に、国の地域観光事業支援という助成制度がございまして、こちらの要件が、感染を抑えつつステージ2以下と判断した都道府県の実施する応援割やクーポン券の付与制度を助成する制度になっておりまして、まずはこれによって実施するとともに、繰り返しになりますが、宿泊施設の皆さんには感染対策を徹底していただいて、その他感染状況を見ながら実施していきたいと思っております。

扶川委員

ちょっと論点を変えますけれど、その応援割の実施状況について、前から私は委員外議員としても質問してきましたけれど、規模別ではどんなふうになっているんですか。

利穂観光政策課長

扶川委員から、宿泊施設の規模別の利用状況ということで御質問いただきました。

各圏域で利用割合を見ますと、東部圏域が全体の約7割、南部圏域が約2割、西部圏域が約1割となっております。

宿泊施設数にほぼ比例した状態になっておりまして、利用が10人未満の少ない施設につきましては、報告に基づくのですが、主に旅館や民宿など27施設ございます。

利用実績にかなり差異があるということは承知しておりますが、立地条件とかいろんな状況によって、実質的に数字のみで判断するのは難しいのかなということで、規模が大きい所が多いのは確かでございます。

扶川委員

1,000泊、1,000人以上の上限を撤廃しましたよね。ベスト3といたら、どのくらい出ているのですか。

利穂観光政策課長

ただいま、上位3位で利用者はどれくらいかという御質問でございますが、上位3位で約1万泊ぐらいです。

扶川委員

ものすごく偏っていますね。4万7,000人泊ですか、その内で5分の1強ぐらいが三つの施設でいっているわけでしょう。大きい所は人件費も要るし、維持管理費も要るから当然お金が要るのでしょうけれど、ものすごく偏っているなという気がするのですね。

だから、その利用、魅力に合わせて支援する、頑張っていた所に支援するという気も分かるのですが、同業者も苦しんでいるわけですから、例えば応援割にこだわらずに、応援割の再開は後にずらしてでも、小さい所も含めて県内の宿泊施設に、例えば部

屋数に応じて直接支援するという考え方もあるのではないかと私は思うのです。そんな検討はされたことありますか。

北島委員長

扶川委員，今回は危機管理調整費なので，その議論はまた事前委員会でお願ひできますか。

扶川委員

応援割に替わる制度を臨時的に作っては，考えてはどうかというアイデアなのですが，これはここで議論すべきことではないと御指摘があったので質問はしませんけれど，私は前々からそういうことやったほうが効果的な面もあるのではないかと考えているのです。だから，今後検討していただきたいという要望だけを申し上げて終わります。

北島委員長

ほかに，質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは，これをもって質疑を終わります。

以上で，商工労働観光部関係の調査を終わります。

これをもって，経済委員会を閉会いたします。（11時38分）